

四万十町教育委員会会議録（令和6年2月定例会）

1. 日 時 令和6年2月13日（火）午前9：00～午前12：30

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長	山脇光章				
教育委員	横山順一	谷口和史	野中裕子	西谷史	
事務局	教育次長	浜田章克			
	生涯学習課	課長	味元伸二郎	主 事	八木橋利隆
	学校教育課	課長	長森伸一	副課長	東 孝典
		対策監	中川千穂	主査	林 明子
	町 長	中尾博憲			
	政策監	大元学			
	文的施設整備推進室	室長兼館長	大河原信子		
		次長	西尾洋亮	主査	嶋岡茉美

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

（1）開会

（2）教育長あいさつ

（3）会議録署名委員の指名 （野中委員）

（4）議題

- ①承認第1号 専決処分の承認について
- ②承認第2号 専決処分の承認について
- ③議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ④議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑤議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑥議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑦議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑧議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑨議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑩議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑪議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑫議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑬議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑭議案第12号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑮議案第13号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑯議案第14号 指定校区外就学申請の取扱いについて

⑰議案第15号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

①高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について

②文化的施設について

(7) その他

①卒業式への参加について

②今後の日程について

6. 議 事

教育長 : それでは、ただ今より令和6年2月定例会を開催します。

日程4、議題の前に、日程6 「報告事項 ②文化的施設について」を文化的施設整備推進室より、報告説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

(町長及び推進室より、その他 ①文化的施設について、説明する。)

教育長 : ありがとうございます。この件について何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議事を続けたいと思います。日程4、議題に入りたいと思います。まず初めに、「承認第1号 専決処分の承認について」を議題とさせていただきます。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、承認第1号 専決処分の承認について、を説明する。)

教育長 : ただ今、議案第1号についての説明がありました。2月2日に、こちらで専決したという案件です。何かございますでしょうか。いろいろ家庭の事情があるというところで、専決をしたという案件です。

それでは、「承認第1号 専決処分の承認について」は、ただ今、説明、報告があったとおり、原案について承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「承認第2号 専決処分の承認について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、承認第2号 専決処分の承認について、を説明する。)

教育長 : 議案第2号についての説明がありました。この件についてございませんでしょうか。

それでは、「承認第2号 専決処分の承認について」、報告があったとおり、承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、議案に移りたいと思います。「議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて、を説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。引き続き●●小学校への就学を希望しているということです。この件についても毎年、出てくる案件です。何かございますでしょうか。

「議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて」は、ただ今、提案理由の説明があったとおり、申請を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて、を説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。現在、●●小学校に就学中ですが、来年度から●●小学校へ兄弟児で行きたいということです。初めてのケースです。承認基準第16番です。特段、この家庭、家族、兄弟児を含め、●●小学校で課題があったとか、そういうことではなく、単純に多いところで就学させたいという保護者の希望ですかね。この件について何かございますでしょうか。どうぞ。

谷口委員 : 就学を希望する期間というのは、令和6年から令和8年、下の子が令和6年から令和10年になっていきますが、1年ごとじゃなかったですか。

林主査 : 申請書は、その期間で入っていますが、承認は、説明のとおり、1年ごとの承認になります。そのことについても保護者の方に説明し、毎年、申請書が必要ということも理解していただいています。

谷口委員 : 1回申請をして、承認は、1年で、来年にまた出すというのが、1年ごとじゃないと妙に理屈が合わないと思いますが、通年で1年しか許可がないのに、また来年、通年で出すわけですか。1回出したら、許可だけで構わないという書類上の処理なりでいきますか。

浜田教育次長 : 37ページを見てもらい、16番については、申請が出てきたものに対して、教育委員会が認める期間ということで承諾をします。申請は、長い期間で出てきていますが、教育委員会としては、基準に照らして1年間しか承諾をしないという取り扱いをしていきたいと思います。区域外就学要件16については、毎年、申請書を出していただくということで取り扱いをしていきたいと思います。

谷口委員 : 来年になった時には、令和7年から令和8年で、これは辻褄が合う。その下のお子さんは、今度、令和7年から令和10年ということで、それでも構わないということですか。

浜田教育次長 : その時には、書き方の指導をしたいと思います。今回については、保護者が卒業までの期間を希望しているということですが、ただ、教育委員会としては、認めるのは1年だけという取り扱いをさせてもらいたいと思います。

谷口委員 : 次年度は、1年で申請してくださいという指導をしないと、辻褄が合わないと思います。

教育長 : 34ページは、あくまでも保護者の意向の就学期間で、こちらは1年ごとの承認と

いうことで、これは、学校を通じて家庭にもお願い、周知をさせていただきたい案件です。他、何かございませんでしょうか。

それでは、「議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて」は、ただ今、提案理由のあったとおり承認をしてよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて、
を説明する。)

教育長 : 議案第3号については、ただ今、説明がありました。この件についても昨年度から申請があり、承諾をしている児童の案件です。何かございますでしょうか。承諾基準16ですか。

浜田教育次長 : 最初は、転居でした。

教育長 : 去年は、転居でした。今年度から承諾基準16です。

それでは、「議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて」は、ただ今、提案理由の説明があったとおり、承認してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて、
を説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。この件についても引き続きの案件で、事由等の変更はないという状況です。何かございますでしょうか。無いようですので、「議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて」は、ただ今、説明のあったとおり承諾してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局により、議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて、
を説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。この件も引き続きの案件です。どうしても仕事上、住所を移せないという案件です。

「議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて」は、ただ今、提案理由の説明のとおり承諾してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて、
を説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。この件についても引き続きの案件でございます。何か
ございますでしょうか。

それでは、「議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて」は、ただ今、提案
理由の説明のあったとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて」を議題といたし
ます。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて、
を説明する。)

教育長 : ただ今、説明のあったとおり、この件についても昨年度からの案件です。何かござ
いますでしょうか。

それでは、「議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて」は、ただ今、提案
理由の説明のあったとおり承諾してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて」を議題といたし
ます。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局により、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて、
を説明する。)

教育長 : この件についても昨年度からの継続した就学を希望する案件です。この件について
何かございましたらお願いします。特段ないでしょうか。

それでは、「議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて」は、ただ今、提案
理由のあったとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、「議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて」を議題といたし
ます。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて、
を説明する。)

教育長：ただ今、説明がありました。ちなみに、この新１年生、保育所はどこですか。

林学校教育課主査：●●保育所です。

教育長：議案第９号の件について何かございますでしょうか。

横山委員：在職証明が付いてるのは、求めたのですか。

林学校教育課主査：求めてはいません。保護者から提出があったので、返却せずにそのままつけています。

教育長：先ほどもそうですが、児童の少ないところは少し多いところへという保護者の意向もあって、こういう案件も出てきております。他にないでしょうか。無いようですので、「議案第９号 指定校区外就学申請の取扱いについて」は、ただ今、提案理由の説明のあったとおり承認していきたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員：はい。

教育長：ありがとうございます。

続きまして、「議案第１０号 指定校区外就学申請の取扱いについて」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

（事務局により、議案第８号 指定校区外就学申請の取扱いについて、を説明する。）

教育長：議案第１０号の説明がありました。この件についても昨年度からの案件で継続就学をしたいという案件です。何かございますでしょうか。

谷口委員：この子は、男子ですね。

教育長：男子です。

谷口委員：バレーを女子に交じってしているのですか。試合には、出れないですね。

教育長：出れません。それでもということです。スポーツ少年団でやってきたバレーをやりたい。試合となると、●●中も一定、男子がおりますので、一緒になってということも可能ですが、今は、女子しかメンバーがいません。

谷口委員：練習だけでも一緒にやりたいということですね。

教育長：他、ございませんでしょうか。

それでは、「議案第１０号 指定校区外就学申請の取扱いについて」、ただ今、提案理由の説明のあったとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員：はい。

教育長：続きまして、「議案第１１号 指定校区外就学申請の取扱いについて」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

（事務局により、議案第１１号 指定校区外就学申請の取扱いについて、を説明する。）

教育長：議案第１１号の説明がありました。この件についても継続案件です。何かございますでしょうか。無いようですので、「議案第１１号 指定校区外就学申請の取扱いについて」は、提案理由の説明のとおり承諾してよろしいでしょうか。

全委員：はい。

教育長：ありがとうございます。

続きまして、「議案第１２号 指定校区外就学申請の取扱いについて」を議題といた

します。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局により、議案第１２号 指定校区外就学申請の取扱いについて、
を説明する。)

教育長 : 議案第１２号についても継続案件です。何かご質問等あればお願いします。無いようですので、「議案第１２号 指定校区外就学申請の取扱いについて」は、ただ今、提案理由のとおり承諾してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第１３号 指定校区外就学申請の取扱いについて」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第１３号 指定校区外就学申請の取扱いについて、
を説明する。)

教育長 : 議案第１３号についても毎年の継続事案です。この件について何かございますでしょうか。無いようですので、「議案第１３号 指定校区外就学申請の取扱いについて」、提案理由の説明のとおり承諾してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第１４号 指定校区外就学申請の取扱いについて」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第１４号 指定校区外就学申請の取扱いについて、
を説明する。)

教育長 : 議案第１４号についても毎年の案件でございます。何かございますでしょうか。

横山委員 : 様式第１号ですが、種類が２種類あって、混雑していると思うんですが、新しいほうに統一したほうがいいんじゃないか思います。

教育長 : 学年のところですね。

横山委員 : 様式が２種類あるので、何か理由があるのかと、思っていたんですが、新しい方に書いてある。

教育長 : 統一した様式で、例えば３４ページには、現、新が欄にない。そこは統一した様式で申請書を出してもらうように、学校のほうへも新しい様式を出してもらうようにしてもらってください。

横山委員 : 書類は、委員会に取りに来てもらって渡すんですか。ネットなんかで様式を引っ張って印刷して書いてくるのですか。

林学校教育課主査 : 継続の方については、各学校で印刷して渡して頂いています。

教育長 : こちらがしっかり学校に様式を統一するように周知をしてください。

林学校教育課主査 : それも含めて確認をしておきます。

教育長 : 他、ないでしょうか。それでは、「議案第１４号 指定校区外就学申請の取扱いについて」、ただ今、提案理由の説明のとおり承諾することとしてよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。それでは、休憩に入りたいと思います。

(小休止)

教育長 : それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

「議案第15号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について」
を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第15号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく
被表彰者の選定について、を説明する。)

教育長 : 本年度の教育委員会表彰についてです。ただ今、説明がありました。1件ずつ確認
をしていきます。別添資料①の1ページからです。まず、ナンバー1の●●●●さん
については、表彰基準第2条第5号ということで、こども県展の最高のこども県展賞
というところですので、功績賞ということで確認してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

味元生涯学習課長 : ありがとうございます。

教育長 : 次のナンバー2●●●●さんについて、大原富枝賞の最優秀賞でこれについては第
2条第3号で上がってきていますが事務局案では、第2条第5号で同じような文化芸
術、功績賞で、先ほどのこども県展賞と同等のところといいますか、文化芸術部門で
最優秀賞なので、小学生の部で1番というところですか。これを第2条第5号の功績
というところですか。

味元生涯学習課長 : 校長先生からは、第2条第3号で功労ということで上がってきていますが、従前の
事例等から、事務局案としては第2条第5号の功績ということで上げさせていただき
たいと思っています。

横山委員 : 少し気になるところは、年々、大原富枝文学賞の参加者数が少なくなってきた、2
2名ということでの最優秀賞が1点ですか。小学生の部で事例からしたら過去にも表
彰されているので、表彰に値すると思うんですが、今後、参加者数とかもいろいろ
注視をしないといけないと思います。

教育長 : 令和4年度、令和3年度も最優秀賞で、第2条第5号で功績賞として表彰した事例
もあります。この件についても第2条第5号の功績賞というところで確認をしてよ
ろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ナンバー3の●●●●さんで県大会優勝というところで、同じ第2条第5号、県大
会優勝は高校で四万十町に住所を置いてある程度そんな情報は入らないですね。

味元生涯学習課長 : なかなか入りにくいというところです。

教育長 : この子は、窪川高校ですのでわかりますが他にもいっぱいあると思いますね。

味元生涯学習課長 : 他の高校でもあると思います。

教育長 : 基準は県大会優勝ですね。

味元生涯学習課長 : ●●さんについては、窪川高校校長先生からです。

教育長 : どうでしょうか。

谷口委員 : いいんじゃないでしょうか。合同チームに入ってでしたか。

教育長 : そうです。

谷口委員 : 頑張って、やってきた功績を認めたらと思います。

教育長 : 県大会優勝というところで該当はするということ、第2条第5号で確認をさせていただきたいと思います。

ナンバー4、●●●●君で第2条第5号、四国大会、全国大会、4位の生徒です。

確認させていただきたいと思います。

ナンバー5の●●●●さんについても県大会優勝、それからナンバー6の●●●●さんも県大会優勝で、第2条第5号に該当するということで確認させていただきたいと思います。

続いてナンバー7の●●●●●さんでこれは令和4年度ですか。令和5年度じゃないということですか。

味元生涯学習課長 : 文化協会の十和支部会長から、昨年度、出し忘れていたということで、令和4年度にはなるんですが、オーテピアが主催している県短詩型文学賞俳句の部で文学賞、最優秀の形の賞を取られたということで、推薦状の提出があったところです。特に、規則にも、今年度というところもないということで、教育委員会に諮らせていただいて、どうするかというところです。

教育長 : 事務局案としたら、第4号ではなく、第6号の奨励のほうが望ましいのではないかなという案ですね。

味元生涯学習課長 : 今後も頑張りたいということも含め、奨励でどうかと思います。

教育長 : 高知県短詩型文学賞、一般の部の文学賞ということ、これまでの事例はありますか。

味元生涯学習課長 : この部分での事例は特に今までないです。ただ、何年か前に十和の●●さんという方が、他の文学賞を取られてということがありましたが、県短詩型文学賞というのは初めてです。オーテピアがやられていますので、別添資料②の10ページを見ていただいたら、県内各地から出していただいた中になるかと思います。

浜田教育次長 : 功労賞でもいいような気がします、功績は毎年度やっているの、年度がずれてから翌年にやるというのはおかしい状況だと思いますが、功労賞、奨励賞はこれまでの取り組みについての表彰という位置付けで、功労賞に該当するのか、奨励賞にするのかというところで悩ましいところがありますね。

教育長 : まず、第3条の4号なのか6号なのか。どうでしょう。事務局案は第3条第6号、教育委員会が特に表彰する必要があるというところの功労賞なのか、奨励賞なのか。

味元生涯学習課長 : 今まで何回か取ってきていたら功労というイメージでして、今回初めて出てきているので、今後も頑張りたいということで奨励ということで上げらせていただけたところ、です。

浜田教育次長 : 功労とはなかなかよく言えないので奨励にしたということですか。

味元生涯学習課長 : 確かに、事務局案の6号で、教育委員会が特に表彰する必要があると認めたものにはならないので、4号という感じもしています。

教育長 : 4号なら功労ですね。

谷口委員 : そこにちょっと引っ掛かりますね。

味元生涯学習課長 : 特に教育委員会がということですか。

教育長 : 学術文化で向上、発展に貢献し、功労が顕著な者ですね。

西谷委員 : ちょっと聞いていいですか。この名前を見たら、●●高で高校生の部の短歌で入賞した人も●●●●さんも町内じゃないですかね。

教育長 : 高校生の部の一番上の入賞はそうですね。

西谷委員： その賞がもらえる、もらえないの線引きって何かと思って聞きました。

教育長： 川柳も。これは入賞ですか。

西谷委員： あと佳作の人とかはどうですか。

横山委員： 文学賞というのはちょっと上なんでしょうか。

教育長： 高校生の部も文学賞というのがありますか。

味元生涯学習課長： 高校生の部は文学賞ないです。入賞です。

教育長： 高校生の部の短歌の一番上、川柳の一番上も、地元の高校生なんですよね。

西谷委員： 俳句の部でも佳作で入っているし、あと●●●高校の2年生が川柳の入賞ですよね。

教育長： 2ページには文学賞で一般の部が最も応募数も多い。顕著な功績があるとするならば、高校生のここが文学賞に値する一番上だとするならば地元の高校生が5人ぐらいいますね。

横山委員： 高校生の部は入賞が一番上なんですか。

教育長： 資料を見るとそのようですね。文学賞というのではなくてね。

味元生涯学習課長： 言い方が違うだけで一緒のランクと去年の資料ではあります。

横山委員： 町の俳句の普及活動に貢献しているといえば、功労というのもありますか。

教育長： 受賞者の一覧表を見たら、町内の方が他にもいます。そこをどういうふうに取り扱った方がいいのかというところですね。

味元生涯学習課長： 去年の資料では、文学賞と同じランクということです。あと●●●さんについては、●●●高校ということで、去年、●●●高校に推薦の依頼をしていしましたが出てきていなかったのでもう去年も気が付いていませんでした。

教育長： 作文とか、こういう部門はなかなか線引きが難しいところがあります。高校生の部は、短歌も全県下で作品の出展数からいうと18点と少ない。そこを、町内の俳句同好会、俳句会でも、普及活動、貢献をしているというところでやるならば、功労賞でもいいと思います。ただ、高校生の取り扱い、卒業して、令和4年度なので表彰するかどうか。

浜田教育次長： この賞だけでは、表彰には値しないけれども、日ごろの活動が四万十町内の俳句の普及活動につながっているというところを含めて、2つ合わせて教育委員会として、表彰するという整理をしないといけないと思いますね。

谷口委員： そういうことで、長年のということで表彰する。高校生だったら3年間で一般の人は、長年ということで、そこで線引きをしないとね。

味元生涯学習課長： 第3条4号の功労賞でいいでしょうか。

浜田教育次長： そこは、事務局できっちり整理をしておいてください。

味元生涯学習課長： 先ほど次長が言われたように、長年の町内の俳句に功労されたということも含め、推薦のあったとおり、第3条第4号の功労ということでよろしいでしょうか。

教育長： 文学賞だけの賞では、表彰に値はなかなかしづらいですが、日頃の普及活動、発展に寄与していただいているというところで功労賞で行きたいと思います。

続いてナンバー8、●●●●さんについては、第3条第4号の功労賞として表彰をさせていただきたいという推薦理由です。この件についてどうでしょう。よろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： ありがとうございます。続いてナンバー9、朝霧森林倶楽部です。推薦理由等は先ほど説明もありました。

味元生涯学習課長： 学校のほうからは第2条第3号で推薦が上がってきてるところですが、これは団体

が児童生徒で構成されているという部分ですので、事務局案としては、第3条1号か3号で上げさせていただいています。

教育長： でしょうか。ここは、学校教育活動を中心としたもので、学校等の教育の振興になるので第3条第1号、社会体育、社会教育メインよりは、学校教育のほうをもとに推薦は上がってきています。団体としたら第3条第1号のほうでしょうか。

浜田教育次長： 活動の事例に上がっているは全部、学校関係ですね。

味元生涯学習課長： そうです。学校と連携して行っている部分です。

教育長： 学校以外の活動もしていますが、ここでは、学校を中心とした活動ですね。

味元生涯学習課長： 1号ということでどうでしょうか。

教育長： 第3条第1号の功労賞ということで確認してよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続いて、ナンバー10番のフェアリーピッタです。平成29年から奨励賞、奨励賞、優秀賞をいただき、第2条第5号、クラブ活動、部活動等において著しい成果を上げたとして第2条第5号で表彰をしてきました。今回のフェスティバルでは、ベストサウンド賞です。

味元生涯学習課長： これまで取った賞の中では一番いい賞だと聞いています。

教育長： ベストサウンド賞取ってね。ジャパンアソシエーションオブジャズエデュケーションの日本学校ジャズ教育協会関西本部主催で、このフェスティバルは、出場したチームについて、何らかで賞を貰えているんですよ。1番の大賞はなんていう賞ですか。兵庫県知事賞か会長賞かどれですか。

横山委員： 賞のランクが分かりづらいですね。

味元生涯学習課長： ベストサウンド賞については、今回、参加24団体中の6位に値するという賞です。

教育長： 今までも奨励賞、優秀賞で表彰はしていますが、今回のベストサウンド賞がどこの位置付け的なところというところですよ。

横山委員： フェアリーピッタも今回表彰するのはいいと思いますが、それに比べると、吹奏楽部の基準が厳しいと思います。

味元生涯学習課長： 確かに中学校の吹奏楽部で県内で優勝するのは難しい状況です。今後、その辺については、県内の状況も把握しながら検討させていただきたいと思います。

横山委員： 四国大会は2校しか行けないと思いますので、県で金賞の2校が四国大会へ今もそうなのかというのはありますが、表彰してあげる機会がすごい厳しいと思いました。

教育長： フェアリーピッタについては、中高連携の部活動として、今回がベストサウンド賞で、第2条第5号の功績に該当すると思います。ベストサウンド賞で特に今年は上位に入ったということです。大賞はどれですか。

八木橋主事： 一番いい賞は神戸市長賞になります。

教育長： 兵庫県知事賞ではなく、神戸市長賞ですか。

八木橋主事： それは、2番目になります。神戸市長賞は高校生の部だと、2日目もあります。添付資料でいうと必要ない部分になっていたもので、記載はありません。1番は、神戸市長賞、2番は、兵庫県知事賞になります。

横山委員： 2日間あるんですね。

八木橋主事： 2日間で、合わせて24団体、1日目12団体、2日目12団体の日程です。

教育長： 高校の部にフェアリーピッタは入っているわけですね。

横山委員： 1部と2部の違いは何ですか。

八木橋主事： 1日目と2日目の違いですか。すいませんその部分は把握出来ていません。

横山委員： 吹奏楽だったら人数とか、何十人以上が 1 部とかあるのでしょうかね。

教育長： 今後も表彰に値するケースが出てくると思いますきよね、その辺は事務局も把握しておいてください。

味元生涯学習課長： 再度、調べて報告します。

教育長： 他の吹奏楽部も含め、文化部との兼ね合いもあるのでお願いします。

味元生涯学習課長： はい。

教育長： それでは、ナンバー 10 については、第 2 条第 5 号の功績賞というところで確認させていただきたいと思います。

ナンバー 11 の窪川中学校のリレーチーム、県大会優勝、これも該当すると思います、第 2 条第 5 号です。

ナンバー 12、大正中学校・窪川中学校ソフトボール部です。これについても第 2 条第 5 号の功績で該当は第 3 条第 4 号と一緒にやっていたか。

味元生涯学習課長： これは、事務局案としては第 2 条第 5 号ということにしています。

教育長： 第 2 条第 5 号の功績というところで確認をさせていただきます。

続いて、4 ページのナンバー 13、仁井田米コメッツで小学校のソフトボールチームです。これについても昨年 12 月に行った高知県予選大会で優勝して全国大会に行くんですね。

味元生涯学習課長： そうです。全国大会が 3 月の終わりです。その結果は、まだ出ていませんが、県大会優勝ということで上がっています。

教育長： 令和 2 年度には、高南 SBC でも表彰を受けています。第 2 条第 5 号の功績です。

味元生涯学習課長： 第 2 条第 5 号の功績でいかせていただきたいと思います。

教育長： 続いてナンバー 14、興津小学校で、ぼうさい甲子園小学校の部の 1 番大きいぼうさい大賞をいただいています。最後でもあるので、自分も見に行ってきました。発表もすごくよかったです。兵庫県知事も含め大勢の中でしっかりぼうさい大賞受賞の発表をしていました。第 3 条第 1 号の功労賞となっておりますがどうでしょう。令和 2 年度も、令和元年も表彰は該当となっております。今回は最後でぼうさい大賞を受賞したということで、第 3 条第 1 号でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続いて、追加で説明があった●●の●●君の優勝の件です。この件については、第 2 条に所管する学校又は四万十町に所在する園児、児童、生徒で構成する団体であるとあるので、●●君については、住所がどこなのか。明德は、住所を●●へ移さないといけないと思いますが、こういうケースが今後も出てくると思います。市内、私立の高校で第 2 条の教育委員会が特に表彰する必要があるとするならば、全国大会優勝に限るとか、一定の線引きが必要かもしれません。

野中委員： サッカーとかでも四万十町というのはいっぱいありますね。

教育長： スポーツで、県外へ行く子もおりますのでね。

谷口委員： そこは、項目を入れとかなないといけませんね。該当者が出てくると思うのでね。

教育長： 第 2 条の四万十町に所在する園児、児童、生徒で構成する団体、所管する幼稚園、学校に通園、通学するとあって、これは、児童生徒表彰で学校や団体じゃないですよ。この第 2 条は、なかなか難しいですね。

味元生涯学習課長： 把握がなかなか難しく、これも新聞に載ったので、情報が入ってきたもので、追加で入れさせていただきました。

横山委員： どっちも須崎では、表彰されているわけですね。

教育長 : あるでしょうね。

横山委員 : 高新ですのですね。

浜田教育次長 : ●●で表彰するかどうかを確認して、表彰するのでしたら除けましょう。この規則上に当たりませんのですね。

教育長 : 第2条に当たらないですね。

浜田教育次長 : 規則を改正するかどうかですね。

谷口委員 : 四万十町に所在すると書いているのですね。これも引っ掛かりますね。

教育長 : 第2条には、該当しづらいですが、表彰するにはどういう事項で該当するのかを事務局で検討をお願いします。表彰式は、いつですかね。

味元生涯学習課長 : 3月26日を予定してます。

横山委員 : 追加が出たので、2月11日の高新に影野小学校が県のデジタル作品コンクールで金賞取ったというのが出てましたが、高学年と中学年、それらもまだ推薦は上がってきてないでしょうが。

教育長 : この間ですのですね。

横山委員 : そのあたりが、来年表彰するのか募集期間は終わっているのですよね。

味元生涯学習課長 : 2月18日まででした。

横山委員 : 来年になったら、またちょっと遅くなりますかね。

浜田教育次長 : 校長先生に推薦書を出してもらって、継続で審議があるので、それと一緒に追加でやるようにしたらどうか。

横山委員 : 内容を聞いてもらってからね。

味元生涯学習課長 : 影野小学校ですね。

浜田教育次長 : 内容によってですね。

味元生涯学習課長 : 確認します。

教育長 : そういう情報をできるだけ仕入れるようにして保育所から中学校、また一般の方についてもお願いします。

谷口委員 : もう1件いいですか。これには上がってきていませんが、窪川中学校のサッカー部が県で準優勝したけど優勝ではないけどね。

野中委員 : 窪川中としては、初のことだったんですよね。

谷口委員 : それと、県のチーム数やレベルからいったら、ソフトの比じゃないわけでそのレベルの高いところで市内の学校を破って決勝戦へ行ったという功績は、非常に大であるというふうに思います。

野中委員 : 表彰規則を見ても第2条5番、クラブ活動、部活動において著しい成果を上げて書いているので、優勝でなくても窪川中として初めてのことだったので、入れてもらえてもいいぐらい頑張ったんじゃないかなと思うんです。でも、校長先生が推薦してくれてないということは、そうじゃないということかと思いました。

横山委員 : 前例を作ったらと色々あると思いますが、賛成は賛成ですけどね。

谷口委員 : 値すると僕は思うけどね。

西谷委員 : そうなのこそね。

野中委員 : そうですね。

谷口委員 : どうでしょう。

横山委員 : 特に委員会が認めるというところでしょうかね。

西谷委員 : 励みになると思いますね。

味元生涯学習課長 : 別表が引っ掛かってくるのですね。

横山委員： 別表ですよ。

教育長： 前号に関わらずで2の6号ですかね。

横山委員： 2の5にしたら別表があるので難しいですね。

教育長： 別表じゃなく、6号で教育委員会が特に必要としてですかね。

谷口委員： どうですか。

教育長： 個人的にも今後このような成績は難しいというか、これだけ子ども数が少なくなかではね。

野中委員： 難しいと思います。今後、そこを目指すのは厳しいと思うんです。

浜田教育次長： 県大会の備考の下2行にあるのには該当しないのか。

教育長： 地区予選のある大会の場合、上記に該当しなくても表彰の対象となる。

浜田教育次長： それと同等と認められるような状況があるのなら、例えば参加チームが多いとかという要件を付けるかどうか。

谷口委員： 参加チームが多い場合にはね。

味元生涯学習課長： 米印でつけるかですか。

教育長： そこも含めて検討をしたらどうか。

味元生涯学習課長： 調べて検討したいと思います。

教育長： 谷口委員、野中委員からアドバイスをいただいて、検討のほうお願いします。

野中委員： お願いします。

教育長： 継続協議ということでいきたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： それでは、続きまして、日程6「報告事項 ①高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査について」を報告いたします。事務局より説明をお願いします。

教育長： ありがとうございます。12月末、不登校については20日以上ということで、ご覧のとおり、広く不登校傾向の児童もおります。引き続き丁寧な支援も必要だと思います。中学校においては、高校の受験も始まります。3年生には、しっかり進路指導、進路実現に向け、学校にもしっかりお願いをしていきたいと思っています。いろんなケースがあって、複雑、重層化した事案が絡み合ってるケース、家庭事情等々もありますので福祉部門と一緒に引き続き関わっていききたいと思っています。この件について、なのがありますでしょうか。

西谷委員： ●●小学校の5年生がお父さんから暴力を受けていたところが、もうちょっと聞いたかったんですが、女の子なのか男の子もなのか、どんな暴力をどんなときに受けたのか、学校にも来ているか来ていないのか、もうちょっと詳しく聞いていますか。

中川対策監： 事案の内容は簡単には聞いてるんですけど、学校に来てないということは聞いてないので、学校に来ていると思うんですが。

西谷委員： 女の子ともさんとかはどうですか。

中川対策監： 男子です。

西谷委員： お酒を飲んで暴力とか、それとも、言うことを聞かないから暴力とかその辺はどうですか。

中川対策監： そこまでの詳細は聞いてないので次回報告します。

教育長： 一番下の児童虐待の通告、相談ですので、教育委員会ではなく健康福祉課のほうにも相談があつてと思います。それについての情報共有はできてますか。

中川対策監： それは、担当の横山が情報共有しています。細かいところは、学校にはそんなに突っ込んで聞いてはいないです。

教育長 : これは、学校が児童生徒の状況、相談を受けて、学校が市町村の担当部署の健康福祉課に相談した件数なのですね。

中川対策監 : はい。

教育長 : その情報については、重大案件にはなっていないのか、要対協に上がってる家庭なのかを含め確認をお願いします。

中川対策監 : 分かりました。次回、3月に虐待のところの報告をさせていただきます。

教育長 : 虐待案件は、解消したのかどうかを含め、また、この件については以上ですが、よろしいでしょうか。

それでは、日程7 「その他 ①卒業式への参加について」をお願いします。

(事務局により、その他 ①卒業式への参加について、を説明する。)

教育長 : 卒業式へ教育委員会として、教育委員が分かれて今まで行ってきました。今年度は、興津小学校の閉校式もあるので、興津小学校へ自分が行きます。中学校が3月9日の土曜日です。3校で義務教育最後というところもあり、教育委員会として告辞を読み上げていただきたいというところもありますので、教育委員と自分で分かれて行く案ですが、どうでしょうか。こちらで決めさせていただいてよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 横山委員には、十川中学校、谷口委員には、大正中学校、窪川中学校には自分が行くようにしたいと思います。

横山委員 : 時刻を何時からですか。

教育長 : そこは、告辞の文書も作って前もってお渡しをさせていただきます。どうでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 3月9日には、中学校の卒業式で、3月22日の興津小学校の卒業式には、自分が行くようにします。卒業式はこの4校だけということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、続いて、「その他 ②今後に日程について」に移ります。

(事務局により、その他 ②今後に日程について、を説明する。)

教育長 : それでは、今後の日程ですけど、2月28日水曜日が臨時教育委員会、3月5日火曜日が定例教育委員会です。そして、3月21日か22日の午前中に臨時教育委員会で町事務局の異動関係があるので、次回までに調整させてください。

西谷委員 : 全部、9時からですか。

教育長 : 全部、9時からです。臨時教育委員会は、人事異動案件です。それと、3月23日は、興津小学校閉校記念式典、3月24日が桜マラソンです。それで、高岡地区教育委員会連合会の総会が4月16日火曜日にありますので参加をお願いします。

浜田教育次長 : 4月1日は、校長・教頭の合同会が毎年あって、去年から自己紹介だけしていただくのはということで、出席はしないということにしております。そこについても調整中ですので次回の定例会までには調整をしてご連絡できればと思っています。

教育長 : 日程については、予定をしていただきたいということ、また、近づきましたら文書

等も含めお知らせもいたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。定例会を閉会をいたします。お疲れ様でした。

(閉会)

2月の臨時委員会予定 令和6年2月28日(水)

3月の定例委員会予定 令和6年3月 5日(火)

教育長 :

署名人 :
